

# 愛 南 町 水 防 計 画

(資料編)

令和4年3月修正

愛南町防災会議



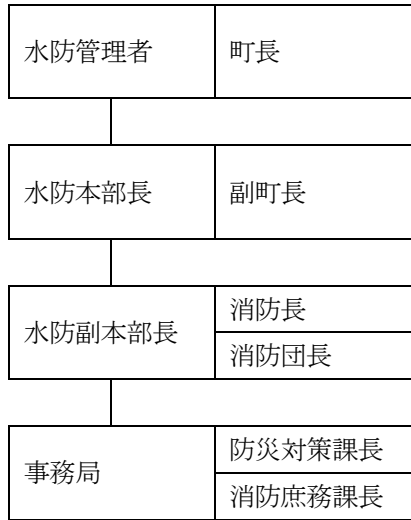
# 目 次

<b>資料編</b> .....	<b>1</b>
資料1 水防本部の組織.....	1
資料2 水防本部等の事務分掌.....	2
資料3 重要水防箇所.....	5
資料4-1 特別警報の種類と概要.....	6
資料4-2 警報の種類と概要.....	6
資料4-3 注意報の種類と概要.....	7
資料4-4 特別警報の種類と基準.....	7
資料4-5 警報・注意報基準表.....	8
資料5 水防資機材保有状況.....	10
資料6 消防団の水防分担区域.....	11
資料7 洪水浸水想定区域（僧都川）.....	12
資料8 高潮浸水想定区域.....	13
資料9 水防上注意すべき区域に立地する要配慮者施設.....	13
資料10 水防法.....	16
資料11 愛媛県消防広域相互応援協定.....	37
資料12 災害時における応急対策業務に関する協定書.....	41
資料13 災害時における水道の応急給水及び復旧作業に関する協定書.....	43
資料14-1 水防協力団体指定要領.....	45
資料14-2 水防協力団体指定申請書様式.....	46
資料14-3 水防協力団体協力活動業務計画書.....	46
資料14-4 水防協力団体認定書様式.....	47
資料14-5 水防協力団体との水防協働活動実施要領.....	47
資料14-6 水防協力団体協力活動報告書様式.....	48



# 資料編

## 資料1 水防本部の組織



\* 災害対策本部が設置されたときは、水防本部組織は災害対策本部組織に吸収される。

総務対策部	部長	総務課長
	副部長	企画財政課長
福祉対策部	部長	保健福祉課長
	副部長	国保一本松病院事務長
生活環境対策部	部長	環境衛生課長
	副部長	水道課長
産業建設対策部	部長	建設課長
	副部長	水産課長
教育対策部	部長	学校教育課長
	副部長	生涯学習課長
消防対策部	部長	消防署長
	副部長	副団長
内海支所対策部	部長	支所長
	副部長	支所長が指名する者
御荘支所対策部	部長	支所長
	副部長	支所長が指名する者
一本松支所対策部	部長	支所長
	副部長	支所長が指名する者
西海支所対策部	部長	支所長
	副部長	支所長が指名する者

## 資料2 水防本部等の事務分掌

水防本部、事務局

	所管事務
事務局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 水害状況の把握に関する事。</li> <li>2 応急対応に係る指示及び命令に関する事。</li> <li>3 水害対策本部の総合調整に関する事。</li> <li>4 水害対策本部事務局の開設及び運営に関する事。</li> <li>5 水害情報の収集及び検討に関する事。</li> <li>6 気象情報等の收受伝達に関する事。</li> <li>7 水害情報及び気象情報の取りまとめに関する事。</li> <li>8 避難に関する事。</li> <li>9 罹災証明に関する事。</li> <li>10 被害情報の集計に関する事。</li> <li>11 県、国等への報告に関する事。</li> <li>12 水害広報全般に関する事。</li> <li>13 被害情報等の受理及び応急対応の検討に関する事。</li> <li>14 対策部の対応状況の把握に関する事。</li> <li>15 水防本部の指示命令の徹底に関する事。</li> <li>16 防災行政無線の管理及び運営に関する事。</li> <li>17 F A X及びコピー機の管理及び運営に関する事。</li> <li>18 本部長の特命事項に関する事。</li> </ol>

各対策共通

	所管事務
各対策部共通	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 部の水害応急対策マニュアルの策定に関する事。</li> <li>2 本部事務局及び他対策部の連絡調整に関する事。</li> <li>3 部員の動員計画に関する事。</li> <li>4 所管する施設の水害予防及び水害復旧対策の取りまとめに関する事。</li> <li>5 所管する業務に関連する事項の警戒パトロールに関する事。</li> <li>6 所管する業務に関連する事項の被害状況調査及び応急復旧に関する事。</li> <li>7 本部長の特命事項に関する事。</li> <li>8 他の対策部の応援協力に関する事。</li> </ol>

各対策部

部	班	所管事務	担当課等
総務部	総務班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 被災地及び避難場所の安全対策に関する事。</li> <li>2 住民への水害情報の提供及び報道機関に対する発表に関する事。</li> <li>3 時間外勤務に関する事。</li> <li>4 電話等通信手段の確保及び配備に関する事。</li> <li>5 公用負担に関する事。</li> <li>6 公務水害補償に関する事。</li> <li>7 被災職員の把握に関する事。</li> <li>8 本部等の給食に関する事。</li> <li>9 水害の記録及び撮影に関する事。</li> <li>10 本部等の処務に関する事。</li> <li>11 公共交通、電気及び電話の被害状況及び復旧情報の把握に関する事。</li> <li>12 その他他の対策部に属さない事項に関する事。</li> </ol>	総務課

	管財班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 町有財産の緊急使用に関する事。</li> <li>2 緊急輸送用町有車両の確保及び配車計画に関する事。</li> <li>3 庁舎の安全確保及び管理に関する事。</li> <li>4 応急対策用資機材の調達及び輸送に関する事。</li> <li>5 自衛隊派遣部隊の受け入れに関する事。</li> </ol>	総務課
	町民班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 水害に関する住民の相談に関する事。</li> <li>2 罹災者の把握に関する事。</li> <li>3 罹災者の安否問い合わせに関する事。</li> <li>4 住宅被害調査に関する事。</li> <li>5 炊き出しの実施に関する事。</li> <li>6 生活物資、食糧、飲料水等備蓄物資の配布に関する事。</li> </ol>	税務課 町民課
	支援班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 水害情報の受理及び伝達に関する事。</li> <li>2 支所対策部の応援に関する事。</li> <li>3 議会との連絡調整に関する事。</li> </ol>	議会事務局 監査委員事務局 企画財政課 会計課
福祉対策部	福祉班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 所管する施設入所者の避難誘導等安全の確保及び健康管理に関する事。</li> <li>2 災害時要援護者支援対策に関する事。</li> <li>3 避難生活が困難な災害時要援護者等の緊急施設入所に関する事。</li> <li>4 保育園児の避難及び応急保育に関する事。</li> <li>5 医療機関との連絡調整に関する事。</li> <li>6 被災者の健康管理等に関する事。</li> <li>7 防疫に関する事。</li> <li>8 災害見舞金に関する事。</li> </ol>	保健福祉課 保育所 御荘夢創造館 高齢者支援課 養護老人ホーム南楽荘 地域包括支援センター
	医療班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 医療に関する事。</li> <li>2 緊急医薬品、衛生材料等の確保に関する事。</li> </ol>	国保一本松病院 国保一本松病院附属 内海診療所
生活環境対策部	環境班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 水害廃棄物の仮集積場の設置、処理等に関する事。</li> <li>2 仮設トイレの設置、し尿の収集処理等に関する事。</li> </ol>	環境衛生課 環境衛生センター 御荘霊苑
	給水班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 飲料水の確保及び応急給水の供給に関する事。</li> <li>2 町管工事組合等関係機関への応援要請に関する事。</li> <li>3 水質検査及び水質の保全に関する事。</li> </ol>	水道課
産業建設対策部	建設班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 町道等の被害拡大防止に関する事。</li> <li>2 愛南土木事務所等関係機関との連絡調整に関する事。</li> <li>3 建設業協会南宇和支部等との連絡調整及び協力要請に関する事。</li> <li>4 応急対策の実施による交通の確保に関する事。</li> <li>5 急傾斜地の崩壊対策に関する事。</li> <li>6 被災者の住宅の確保に関する事。</li> </ol>	建設課
	農林班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 農地、林地、農林道及び農林業施設の被害拡大防止に関する事。</li> <li>2 農林業団体との連絡調整及び協力要請に関する事。</li> <li>3 家畜伝染病の予防対策に関する事。</li> </ol>	農林課
	水産班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 水産関係の被害拡大防止に関する事。</li> <li>2 水産業団体との連絡調整及び協力要請に関する事。</li> <li>3 海上障害物の除去及び漂流物の処理に関する事。</li> <li>4 海難事故の連絡並びに船舶の停泊及び避難に関する事。</li> </ol>	水産課 内海海洋資源開発センター

	商 工 班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 商工観光施設等の被害拡大防止に関する事。</li> <li>2 商工観光団体との連絡調整に関する事。</li> <li>3 観光客等の被害状況の把握に関する事。</li> <li>4 町有船舶による海上輸送に関する事。</li> </ol>	商工観光課 一本松温泉あけぼの 荘
教 育 対 策 部	教 育 班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 児童、生徒及び園児の避難に関する事。</li> <li>2 罹災児童、罹災生徒及び罹災園児の救護に関する事。</li> <li>3 避難所の開設及び運営に関する事。</li> <li>4 応急教育に関する事。</li> <li>5 応急給食の実施に関する事。</li> <li>6 休校及び休園の措置に関する事。</li> <li>7 社会教育団体との連絡調整及び協力要請に関する事。</li> <li>8 文化財の被害状況の把握及び応急対策に関する事。</li> <li>9 避難者への炊き出しの協力に関する事。</li> </ol>	学校教育課 あいな幼稚園 学校給食センター 町立小中学校 生涯学習課 生涯学習課人権啓発 室 公民館 DE・あ・い・21 御荘 B&G 海洋センター
消 防 対 策 部	消 防 班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 水害危険区域等の巡視、警戒及び応急復旧対策に関する事。</li> <li>2 水害情報、気象情報等の收受及び伝達に関する事。</li> <li>3 水害の警戒及び防御活動に関する事。</li> <li>4 人命救助及び救急活動に関する事。</li> <li>5 行方不明者の捜索に関する事。</li> <li>6 避難に関する事。</li> <li>7 水防資機材、食糧等の調達及び輸送に関する事。</li> <li>8 車両による水害広報に関する事。</li> <li>9 消防職員及び消防団員の動員及び配備計画に関する事。</li> <li>10 消防防災関係機関への協力要請に関する事。</li> <li>11 自主防災組織との連携に関する事。</li> <li>12 消防団員の公務災害補償に関する事。</li> <li>13 消防応援に関する事。</li> </ol>	消防庶務課 消防署
	消 防 団 班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 本部事務局との連絡に関する事。</li> <li>2 消防団員の動員に関する事。</li> <li>3 水防現場活動に関する事。</li> <li>4 避難者の誘導に関する事</li> </ol>	消防庶務課 消防団本部
支 所 対 策 部	支 所 班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 支所管内の水害情報、被害報告及び気象情報等の収集に関する事。</li> <li>2 住民への水害情報の提供に関する事。</li> <li>3 避難所との連絡調整に関する事。</li> <li>4 避難者の搬送に関する事。</li> <li>5 避難誘導に関する事。</li> <li>6 水害の電話応接及び窓口相談に関する事。</li> <li>7 被災職員の把握に関する事。</li> <li>8 関係機関等への連絡及び協力要請に関する事。</li> <li>9 方面隊本部との連携に関する事。</li> <li>10 自主防災組織との連携に関する事。</li> <li>11 炊き出しに関する事。</li> <li>12 支所避難所の開設及び運営に関する事。</li> <li>13 他対策部との連携に関する事。</li> </ol>	内海支所 御荘支所 一本松支所 西海支所 消防団各方面隊



### 資料3 重要水防箇所

河川名	水防管理団体名	重要水防箇所		特に危険な箇所 及び対策					関係区域			避難		備考	
		左右岸	延長 (m)	左右岸	延長 (m)	危険な状態	水防対策工法	必要資材及び数量	担当消防団及び人員	集落名	戸数 (戸)	人口 (人)	避難場所		収容能力 (人)
惣川	愛南町	左 右	450 150							満倉	94	213	満倉集会所 旧満倉小学校体育館	500	樋門 1
中夷川	〃	左 右	330 330							須ノ川	68	168	内海中学校 須ノ川分館	680	橋 6
御荘海岸(漁)	〃		580							平山	127	265	平山集会所	300	
高畑海岸(漁)	〃		414							高畑	68	136	高畑集会所他	250	
中浦海岸(漁)	〃		2,980							中浦	315	567	御荘漁村振興センター 旧中浦小学校体育館	1,500	
猿鳴海岸(漁)	〃		115							猿鳴	12	26	猿鳴集会所	130	
左右水海岸(漁)	〃		103							左右水	13	31	左右水集会所	130	
柏崎海岸(漁)	〃		539							柏崎	53	109	愛南漁協内海支所 柏崎集会所	470	
平濤海岸(漁)	〃		144							平濤	84	170	平濤分館 平濤集会所	300	
家串海岸(漁)	〃		340							家串	82	191	家串小学校 家串公民館	450	
油袋海岸(漁)	〃		110							油袋	49	123	油袋集会所他	200	
網代海岸(漁)	〃		0							網代	32	76	網代集会所他	150	
船越海岸(漁)	〃		337							船越 久家・下久家	285	520	船越小学校	1,300	
西浦海岸 (外泊地区)(漁)	〃		600							外泊	34	64	外泊集会所 中泊集会所	60 100	
福浦海岸(漁)	〃		190							樽見	32	72	樽見集会所	250	
福浦海岸(漁)	〃		264							小成川	29	56	福浦小学校	1,800	
福浦海岸(漁)	〃		1,270							福浦 麦ヶ浦	291	536	福浦小学校	1,800	
西浦海岸(漁)	〃		800							内泊	61	88	内泊集会所 旧西浦小学校体育館	80 1,000	
	河川	左 右	(2) 780 (2) 480												
	計		(4) 1,260												
	海岸		(15) 8,786												
	合計		(19) 10,046												

(注) ( ) は、箇所数。

#### 資料 4-1 特別警報の種類と概要

特別警報の種類	概要
大雨特別警報	大雨が特に異常であるため、重大な災害が発生するおそれ著しく大きいと予想したときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）及び大雨特別警報（土砂災害、浸水害）として、特に警戒すべき事項が明記される。
暴風特別警報	暴風が特に異常であるため、重大な災害が発生するおそれ著しく大きいと予想したときに発表される。
暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため、重大な災害が発生するおそれ著しく大きいと予想したときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼び掛ける。
波浪特別警報	高い波が特に異常であるため、重大な災害が発生するおそれ著しく大きいと予想したときに発表される。
高潮特別警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇が特に異常であるため、重大な災害が発生するおそれ著しく大きいと予想したときに発表される。
津波特別警報	津波が特に異常であるため、重大な災害が発生するおそれ著しく大きいと予想したときに「大津波警報」の名称で発表される。

#### 資料 4-2 警報の種類と概要

警報の種類	概要
大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想したときに発表される。大雨警報には括弧を付して、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）及び大雨警報（土砂災害、浸水害）として、特に警戒すべき事項が明記される。
洪水警報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想したときに発表される。対象となる重大な災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害が挙げられる。
暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想したときに発表される。
暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想したときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼び掛ける。
波浪警報	高い波により重大な災害が発生するおそれがあると予想したときに発表される。
高潮警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想したときに発表される。
津波警報	津波により沿岸部において重大な災害が発生するおそれがあると予想したときに発表される。

### 資料4-3 注意報の種類と概要

警報の種類	概要
大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想したときに発表される。
洪水注意報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想したときに発表される。
強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想したときに発表される。
風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想したときに発表される。
波浪注意報	高い波により災害が発生するおそれがあると予想したときに発表される。
高潮注意報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により災害が発生するおそれがあると予想したときに発表される。
津波注意報	津波により沿岸部において災害が発生するおそれがあると予想したときに発表される。

### 資料4-4 特別警報の種類と基準

特別警報の種類	基準
大雨特別警報	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合。
暴風特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合。
暴風雪特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合。
波浪特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高波になると予想される場合。
高潮特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高潮になると予想される場合。
津波特別警報	愛媛県の沿岸で予想される津波の高さが、高いところで3mを超える場合。(「大津波警報」として発表される。)

※発表に当たっては、降水量、台風の中心気圧、最大風速などについて過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況及び予想に基づいて判断する。

## 資料4-5 警報・注意報基準表

(令和3年6月8日時点)

一次細分区域		南予
市町		愛南町
警報	大雨	表面雨量指数基準 17 土壌雨量指数基準 172
	洪水	流域雨量指数基準 僧都川流域=18.8, 惣川流域=11 複合基準 僧都川流域 (10, 16.9), 惣川流域= (10, 9.9) 指定河川洪水予報による基準 —
	暴風 (平均風速)	陸上 20m/s, 海上 25m/s
	暴風雪 (平均風速)	陸上 20m/s 雪を伴う, 海上 25m/s 雪を伴う
	大雪 (降雪の深さ)	平地 12時間降雪の深さ 10cm, 山地 12時間降雪の深さ 30cm
	波浪 (有義波高)	4.0m
	高潮	1.5m
注意報	大雨	表面雨量指数基準 13 土壌雨量指数基準 123
	洪水	流域雨量指数基準 僧都川流域=15, 惣川流域=8.8 複合基準 僧都川流域= (8, 12.6), 惣川流域 (10, 8.8) 指定河川洪水予報による基準 —
	強風 (平均風速)	陸上 12m/s, 海上 15m/s
	風雪 (平均風速)	陸上 12m/s, 海上 15m/s 雪を伴う
	大雪 (降雪の深さ)	平地 12時間降雪の深さ 5cm, 山地 12時間降雪の深さ 15cm
	波浪 (有義波高)	2.0m
	高潮 (潮位、標高)	1.3m
	雷	落雷等により被害が予想される場合
	融雪	
	濃霧 (視程)	陸上 100m, 海上 500m
	乾燥	最小湿度 40%で実効湿度 60%
	なだれ	①積雪の深さ 20cm以上あり降雪の深さ 30cm以上 ②積雪の深さ 50cm以上あり最高気温 8℃以上又はかなりの降雨
	低温	平地 最低気温-4℃以下 山地 最低気温-8℃以下
	霜	3月20日以降の晩霜最低気温 3℃以下
	着氷	
着雪	24時間降雪の深さ: 20cm以上 気温: -1℃~2℃	
記録的短時間大雨情報		1時間雨量 100mm

※警報・注意報の具体的な数値は、愛媛県における過去の災害の規模と気象資料から、各種警報・注意報を発表する際の基準として定めたものである。

※警報・注意報は、その種類にかかわらず、解除されるまで継続される。また、新たな警報・注意報が発表されたときは、これまで継続中の警報・注意報は自動的に解除されて、新たな警報・注意報に切り替えられる。

※有義波高：ある地点で一定時間（例えば20分間）に観測される波のうち、高い方から順に1/3の個数までの波について平均した波高

※気温は松山気象台の値。

※土壌雨量指数、表面雨量指数、流域雨量指数といった用語の詳細については次頁参照。

## 【大雨、洪水警報・注意報基準表の解説】

### ・土壌雨量指数

土壌雨量指数とは、降った雨による土砂災害危険度の高まりを把握するための指標です。

大雨に伴って発生する土砂災害（がけ崩れ・土石流）には、現在降っている雨だけでなく、これまでに降った雨による土壌中の水分量が深く関係しており、土壌雨量指数は、降った雨が土壌中に水分量としてどれだけ溜まっているかを、タンクモデルを用いて数値化したものです。土壌雨量指数は、各地の気象台が発表する大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等の判断基準に用いています。

### ・表面雨量指数

表面雨量指数とは、短時間強雨による浸水危険度の高まりを把握するための指標です。

降った雨が地中にしみ込みやすい山地や水はけのよい傾斜地では、雨水が溜まりにくいという特徴がある一方、地表面の多くがアスファルトで覆われている都市部では、雨水が地中にしみ込みにくく地表面に溜まりやすいという特徴があります。表面雨量指数は、こうした地面の被覆状況や地質、地形勾配などを考慮して、降った雨が地表面にどれだけ溜まっているかを、タンクモデルを用いて数値化したものです。表面雨量指数は、各地の気象台が発表する大雨警報（浸水害）・大雨注意報の判断基準に用いています。

### ・流域雨量指数

流域雨量指数とは、河川の上流域に降った雨により、どれだけ下流の対象地点の洪水危険度が高まるかを把握するための指標です。

流域雨量指数は、全国の約20,000河川を対象に、河川流域を1km四方の格子（メッシュ）に分けて、降った雨水が、地表面や地中を通して時間をかけて河川に流れ出し、さらに河川に沿って流れ下る量を、タンクモデルや運動方程式を用いて数値化したものです。流域雨量指数は、各地の気象台が発表する洪水警報・注意報の判断基準に用いています。

※複合基準は2つの指標（表面雨量指数と流域雨量指数）による基準を示す。例えば、「僧都川流域＝（10, 16.9）」であれば、「表面雨量指数10以上かつ流域雨量指数16.9以上」を意味する。

資料5 水防資機材保有状況

品名	水防管理団体	愛南町
	倉庫棟数	(10)
	単位	2
かます	枚	
むしろ	〃	
麻袋	〃	260
ビニール土のう袋	〃	9,593
杭・丸太 1m	本	
〃 2m	〃	32
〃 3m	〃	
〃 4m	〃	
〃 5m	〃	
縄	巻	3
鉄線	kg	90
ロープ	巻	14
釘	kg	7
かすがい	本	
つるはし	丁	18
スコップ	〃	92
くわ	〃	35
雁爪	〃	14
じょれん	〃	10
掛矢	〃	6
ハンマー	〃	6
ペンチ	〃	2
チェーンソー	台	16
鎌	丁	10
鋸	〃	7
おの・なた	〃	74
羽口	〃	
クリッパー	〃	5
ざるかご	ヶ	8
照明灯	〃	26
発電機	台	9
マイク	〃	
水防マット	組	
防水ビニールシート	枚	44
たたみ	〃	
手箕	ヶ	11
その他		土のう(砂入り) 10,978 個 ショウレン 2 本 パール 3 本

(注) ( ) は消防倉庫と兼用している水防倉庫 (外書き)

## 資料6 消防団の水防分担区域

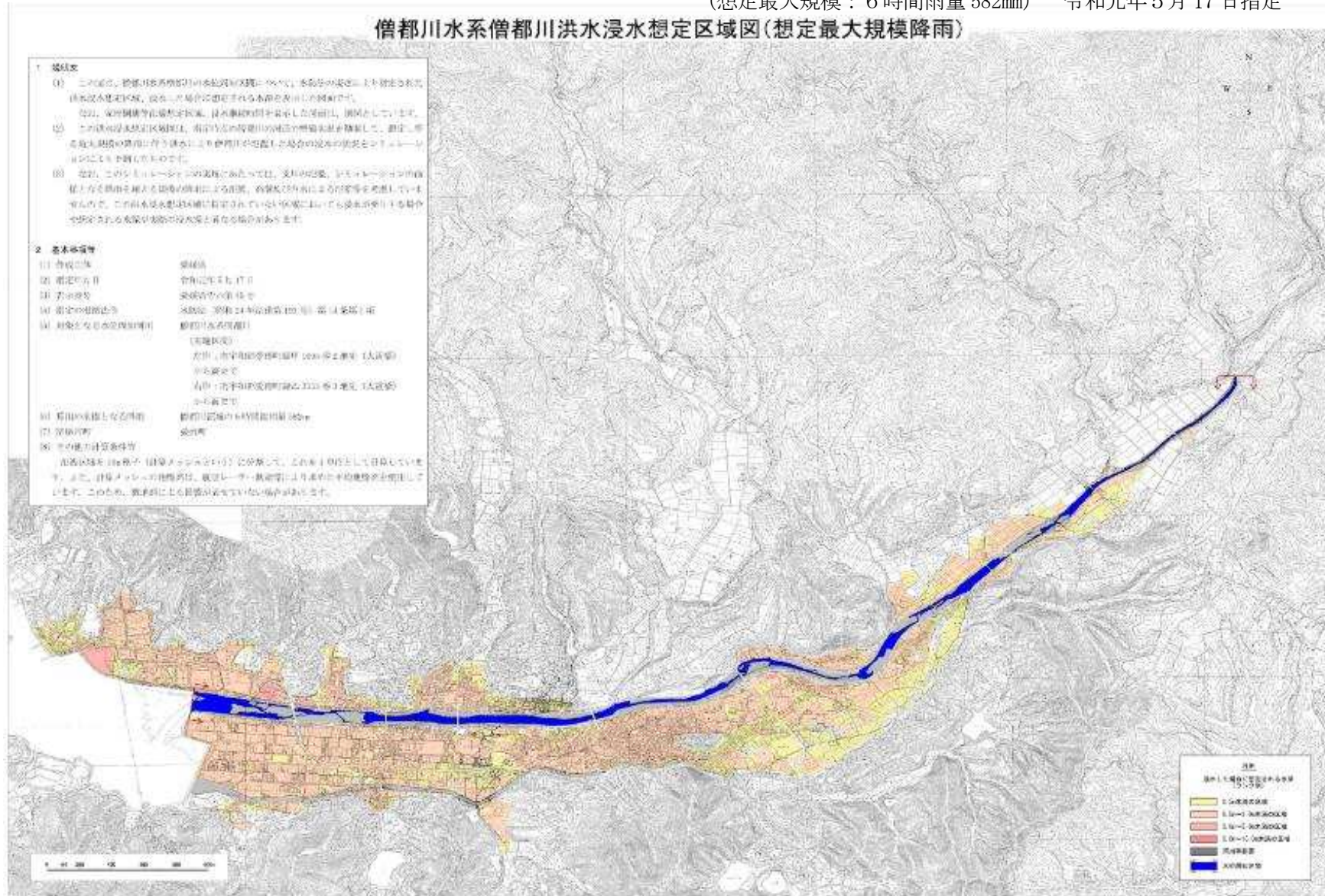
方面隊別	消防力		消防ポンプ自動車	小型動力ポンプ積載車	小型動力ポンプ	管轄区域
	分団別	人数				
団本部	本 部	3				愛南町全域
	女 性 部	21				
内海方面隊	本 部	2				柏・須ノ川・柏崎 家串・平瀬・油袋 魚神山・網代
	第1分団	39	1	2	3	
	第2分団	54		3	3	
	第3分団	22		2	2	
御荘方面隊	本 部	2				平城・八幡野・貝塚・永ノ岡・節崎・馬瀬・御荘深泥 中浦・左右水・猿鳴・赤水・高畑・防城成川 長崎・御荘長洲・御荘平山・御荘菊川 御荘和口・御荘長月
	第1分団	70	1	2	4	
	第2分団	65	1	5	7	
	第3分団	55		5	5	
	第4分団	36		2	2	
城辺方面隊	本 部	2				城辺上・城辺中・蓮乗寺・城辺下 久良・日土・深浦・古月・鮪越 垣内・中玉・脇本・岩水・敦盛・大浜・柿の浦 緑・山出・僧都
	第1分団	84	2	1	2	
	第2分団	73	1	1	4	
	第3分団	53		3	4	
	第4分団	67		3	3	
一本松方面隊	本 部	2				一本松・小山 広見・上大道 増田・正木 満倉・中川
	第1分団	42	1	2	2	
	第2分団	50		2	2	
	第3分団	52		2	2	
	第4分団	42		2	2	
西海方面隊	本 部	2				灘一円・船越・久家・下久家 中泊・外泊・内泊 樽見・大成川・小成川・福浦・麦ヶ浦・武者泊
	第1分団	48	1	3	3	
	第2分団	19		2	2	
	第3分団	34	1	2	2	
計		939	9	44	54	
定 員		1,030				

※団長又は方面隊長は、必要に応じ分担区域を変更し、他の分団の水防作業を応援させることができる。

資料7 洪水浸水想定区域（僧都川）

(想定最大規模：6時間雨量582mm) 令和元年5月17日指定

僧都川水系僧都川洪水浸水想定区域図(想定最大規模降雨)





## 資料8 高潮浸水想定区域

海岸名	浸水想定区域 公表時点	浸水想定区域 公表HPアドレス	関係市町村
脇本～久良、中玉～船越、榎月～鹿島、中浦～御荘菊川	令和3年3月12日	<a href="https://www.pref.ehime.jp/h40500/takashio/takashioshinsui.html">https://www.pref.ehime.jp/h40500/takashio/takashioshinsui.html</a>	愛南町
御荘菊川～津島町、由良半島～由良岬	令和3年3月12日	<a href="https://www.pref.ehime.jp/h40500/takashio/takashioshinsui.html">https://www.pref.ehime.jp/h40500/takashio/takashioshinsui.html</a>	愛南町、宇和島市

## 資料9 水防上注意すべき区域に立地する要配慮者施設

僧都川洪水浸水想定区域（最大降雨時）※<sup>1</sup>、津波防災地域づくりに関する法律に基づく津波災害警戒区域※<sup>2</sup>に立地する要配慮者施設。

	施設名	施設種別	郵便番号	所在地	洪水 ※1	津波 ※2
1	こじま歯科医院	病院	798-3701	愛南町柏 339-1		○
2	国保一本松病院附属内海診療所	病院	798-3701	愛南町柏 434-1		○
3	柏小学校	小学校	798-3701	愛南町柏 617		○
4	柏保育所	保育所	798-3701	愛南町柏 617		○
5	内海中学校	中学校	798-3703	愛南町須ノ川 295-1		○
6	国保一本松病院附属内海診療所家串出張所	病院	798-3705	愛南町家串 1155		○
7	家串小学校	小学校	798-3705	愛南町家串 1232		○
8	家串保育所	保育所	798-3705	愛南町家串 1267		○
9	国保一本松病院附属内海診療所魚神山出張所	病院	798-3707	愛南町魚神山 229		○
10	魚神山老人福祉センター	福祉センター	798-3707	愛南町魚神山 229		○
11	グループホーム ひかり荘(平山寮)	共同生活援助事業所	798-4102	愛南町御荘平山 7 番地		○
12	池田歯科医院	病院	798-4110	愛南町御荘平城 1285-1	○	○
13	かんクリニック AINAN	病院	798-4110	愛南町御荘平城 1590	○	○
14	岡沢クリニック	病院	798-4110	愛南町御荘平城 1976	○	○
15	清水ももこ歯科医院	病院	798-4110	愛南町御荘平城 3021	○	○

	施設名	施設種別	郵便番号	所在地	洪水 ※1	津波 ※2
16	宮田歯科医院	病院	798-4110	愛南町御荘平城 3702	○	○
17	御荘中学校	中学校	798-4110	愛南町御荘平城 3787	○	○
18	やまぐちクリニック	病院	798-4110	愛南町御荘平城 4136-5	○	○
19	うえはら歯科クリニック	病院	798-4110	愛南町御荘平城 4183-1	○	○
20	西本病院	病院	798-4110	愛南町御荘平城 4289-1	○	○
21	グループホーム ひかり荘(第2ひかり荘)	共同生活援助事業所	798-4110	愛南町御荘平城 1201-2	○	○
22	グループホームきらり	認知症対応型共同生活介護	798-4110	愛南町御荘平城 1308 番地 2		○
23	御荘夢創造館	児童厚生施設(児童館・児童センター)	798-4110	愛南町御荘平城 1911		○
24	こころ	就労継続支援事業所	798-4110	愛南町御荘平城 2177 番地	○	○
25	ワークハウスたちばな	就労継続支援事業所	798-4110	愛南町御荘平城 3659 番地 1	○	○
26	中浦診療所	病院	798-4125	愛南町中浦 1554		○
27	たかはし歯科	病院	798-4131	愛南町城辺甲 1916-1	○	
28	新恵歯科医院	病院	798-4131	愛南町城辺甲 2227-2	○	
29	あさうみ歯科医院	病院	798-4131	愛南町城辺甲 2419-4	○	
30	県立南宇和病院	病院	798-4131	愛南町城辺甲 2433-1	○	
31	城辺小学校	小学校	798-4131	愛南町城辺甲 2707	○	
32	城辺中学校	中学校	798-4131	愛南町城辺甲 2707	○	
33	浜口医院	病院	798-4131	愛南町城辺甲 347-2	○	○
34	粉川ファミリークリニック	病院	798-4131	愛南町城辺甲 86	○	○
35	多機能型事業所南生	就労移行支援事業所	798-4131	愛南町城辺甲 204-1	○	○
36	多機能型事業所南生	就労継続支援事業所	798-4131	愛南町城辺甲 204-1	○	○
37	地域活動支援センターいろり	地域活動支援センター	798-4131	愛南町城辺甲 204-1	○	○
38	デイサービス諏訪の杜	地域密着型通所介護	798-4131	愛南町城辺甲 2060 番地 1	○	

施設名		施設種別	郵便番号	所在地	洪水 ※1	津波 ※2
39	指定通所介護事業所あいなんの里	地域密着型通所介護	798-4131	愛南町城辺甲 211 番地 3	○	○
40	城辺保育所	保育所	798-4131	愛南町城辺甲 2491	○	
41	リハプライド・愛南	地域密着型通所介護	798-4131	愛南町城辺甲 2575 番地 4	○	
42	城辺小放課後児童クラブ	放課後児童健全育成事業実施施設	798-4131	愛南町城辺甲 2707	○	
43	竹本医院	病院	798-4132	愛南町城辺乙 507	○	○
44	緑保育所	保育所	798-4133	愛南町緑乙 1514	○	
45	緑小学校	小学校	798-4133	愛南町緑乙 3231	○	
46	小規模多機能型居宅介護事業所 ほほえみ	小規模多機能型居宅介護	798-4211	愛南町久家 691		○
47	福浦小学校	小学校	798-4216	愛南町福浦 470		○
48	国保一本松病院福浦出張所	病院	798-4216	愛南町福浦 994		○

## 資料 10 水防法

制定 昭和24年6月4日法律193号

### 目次

- 第一章 総則（第一条・第二条）
- 第二章 水防組織（第三条—第八条）
- 第三章 水防活動（第九条—第三十二条の三）
- 第四章 指定水防管理団体（第三十三条—第三十五条）
- 第五章 水防協力団体（第三十六条—第四十条）
- 第六章 費用の負担及び補助（第四十一条—第四十四条）
- 第七章 雑則（第四十五条—第五十一条）
- 第八章 罰則（第五十二条—第五十五条）

### 第一章 総則

#### （目的）

第一条 この法律は、洪水、雨水出水、津波又は高潮に際し、水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もつて公共の安全を保持することを目的とする。

#### （定義）

第二条 この法律において「雨水出水」とは、一時的に大量の降雨が生じた場合において下水道その他の排水施設に当該雨水を排除できないこと又は下水道その他の排水施設から河川その他の公共の水域若しくは海域に当該雨水を排除できないことによる出水をいう。

2 この法律において「水防管理団体」とは、次条の規定により水防の責任を有する市町村（特別区を含む。以下同じ。）又は水防に関する事務を共同に処理する市町村の組合（以下「水防事務組合」という。）若しくは水害予防組合をいう。

3 この法律において「水防管理者」とは、水防管理団体である市町村の長又は水防事務組合の管理者若しくは長若しくは水害予防組合の管理者をいう。

4 この法律において「消防機関」とは、消防組織法（昭和二十二年法律第二百二十六号）第九条に規定する消防の機関をいう。

5 この法律において「消防機関の長」とは、消防本部を置く市町村にあっては消防長を、消防本部を置かない市町村にあっては消防団の長をいう。

6 この法律において「水防計画」とは、水防上必要な監視、警戒、通信、連絡、輸送及びダム又は水門若しくは閘こう門の操作、水防のための水防団、消防機関及び水防協力団体（第三十六条第一項の規定により指定された水防協力団体をいう。以下第四章までにおいて同じ。）の活動、一の水防管理団体と他の水防管理団体との間における協力及び応援、水防のための活動に必要な河川管理者（河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第七条（同法第百条第一項において準用する場合を含む。）に規定する河川管理者をいう。第七条第三項において同じ。）及び同法第九条第二項又は第五項の規定により都道府県知事又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市の長が河川法第九条第二項に規定する指定区間内の一級河川（同法第四条第一項に規定する一級河川をいう。以下同じ。）の管理の一部を行う場合における当該都道府県知事又は当該指定都市の長並びに下水道管理者（下水道法（昭和三十二年法律第七十九号）第四条第一項に規定する公共下水道管理者、同法第二十五条の二十三第一項に規定する流域下水道管理者及び同法第二十七条第一項に規定する都市下水路管理者をいう。第七条第四項に

において同じ。)の協力並びに水防に必要な器具、資材及び設備の整備及び運用に関する計画をいう。

7 この法律において「量水標等」とは、量水標、験潮儀その他の水位観測施設をいう。

8 この法律において「水防警報」とは、洪水、津波又は高潮によって災害が発生するおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう。

## 第二章 水防組織

### (市町村の水防責任)

第三条 市町村は、その区域における水防を十分に果たすべき責任を有する。ただし、水防事務組合が水防を行う区域及び水害予防組合の区域については、この限りでない。

### (水防事務組合の設立)

第三条の二 地形の状況により、市町村が単独で前条の責任を果たすことが著しく困難又は不適當であると認められる場合においては、関係市町村は、洪水、雨水出水、津波又は高潮による被害の共通性を勘案して、共同して水防を行う区域を定め、水防事務組合を設けなければならない。

### (水害予防組合の区域を水防を行う区域とする水防事務組合が設けられる場合の特別措置)

第三条の三 水害予防組合法（明治四十一年法律第五十号）第十五条第一項の規定により都道府県知事が水害予防組合を廃止しようとする場合において、当該水害予防組合の区域の全部又は一部について、当該水害予防組合に代るべき水防管理団体として引き続き水防事務組合が設けられるときは、都道府県知事は、同条第三項の規定にかかわらず、当該水害予防組合が、その有する財産及び負債のうち水防の用に供せられ、又は供せられる予定となっている財産及びこれらの財産に係る負債以外の財産及び負債の処分を完了したときは、当該水害予防組合を廃止することができる。

2 前項の規定により廃止される水害予防組合は、その廃止の日において有する水防の用に供せられ、又は供せられる予定となっている財産を、当該水害予防組合の区域の全部を水防を行う区域とする一の水防事務組合が設けられる場合においては、当該水防事務組合に、当該水害予防組合の区域について二以上の水防事務組合が設けられる場合又は当該水害予防組合の区域の一部が市町村の水防を行うべき区域となる場合においては、当該水害予防組合と関係水防事務組合又は市町村との協議に基き、関係水防事務組合又は市町村に無償譲渡し、当該水防事務組合又は市町村は、それぞれ、その譲渡される財産に係る負債を引き受けなければならない。この場合においては、当該水害予防組合は、当該財産の譲渡及び負債の引継のために必要な範囲内において、当該財産の譲渡及び負債の引継を完了するまで、なお存続するものとみなす。

### (水防事務組合の議会の議員の選挙)

第三条の四 水防事務組合の議会の議員は、組規約で定めるところにより、関係市町村の議会において、当該市町村の議会の議員の被選挙権を有する者で水防に関し学識経験があり、かつ、熱意があると認められるもののうちから選挙するものとする。ただし、数市町村にわたる水防上の特別の利害を調整する必要があると認められるときは、組規約で定めるところにより、当該市町村の議会の議員の被選挙権を有する者で水防に関し学識経験があり、かつ、熱意があると認められるものにつき当該市町村の長が推薦した者のうちから選挙することができる。この場合において、市町村の長が推薦した者のうちから選挙される議員の数は、当該市町村の議会において選挙される議員の数の二分の一をこえてはならない。

2 前項の規定により関係市町村の議会において選挙される議員の数は、水防事務組合の行う事業による受益の割合及び防護すべき施設の延長の割合を勘案して定めるものとする。

(水防事務組合の経費の分賦)

第三条の五 水防事務組合の経費の関係市町村に対する分賦は、前条第二項に規定する割合を勘案して定めるものとする。

(都道府県の水防責任)

第三条の六 都道府県は、その区域における水防管理団体が行う水防が十分に行われるように確保すべき責任を有する。

(指定水防管理団体)

第四条 都道府県知事は、水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体を指定することができる。

(水防の機関)

第五条 水防管理団体は、水防事務を処理するため、水防団を置くことができる。

2 前条の規定により指定された水防管理団体（以下「指定管理団体」という。）は、その区域内にある消防機関が水防事務を十分に処理することができないと認める場合においては、水防団を置かなければならない。

3 水防団及び消防機関は、水防に関しては水防管理者の所轄の下に行動する。

(水防団)

第六条 水防団は、水防団長及び水防団員をもつて組織する。

2 水防団の設置、区域及び組織並びに水防団長及び水防団員の定員、任免、給与及び服務に関する事項は、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定める。

(公務災害補償)

第六条の二 水防団長又は水防団員が公務により死亡し、負傷し、若しくは病気にかかり、又は公務による負傷若しくは病気により死亡し、若しくは障害の状態となったときは、当該水防団長又は水防団員の属する水防管理団体は、政令で定める基準に従い、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定めるところにより、その者又はその者の遺族がこれらの原因によって受ける損害を補償しなければならない。

2 前項の場合においては、水防管理団体は、当該水防団長若しくは水防団員又はその者の遺族の福祉に関して必要な事業を行うように努めなければならない。

(退職報償金)

第六条の三 水防団長又は水防団員で非常勤のものが退職した場合においては、当該水防団長又は水防団員の属する水防管理団体は、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定めるところにより、その者（死亡による退職の場合には、その者の遺族）に退職報償金を支給することができる。

#### (都道府県の水防計画)

第七条 都道府県知事は、水防事務の調整及びその円滑な実施のため、当該都道府県の水防計画を定め、及び毎年当該都道府県の水防計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

- 2 都道府県の水防計画は、津波の発生時における水防活動その他の危険を伴う水防活動に従事する者の安全の確保が図られるように配慮されたものでなければならない。
- 3 都道府県知事は、当該都道府県の水防計画に河川管理者（河川法第九条第二項又は第五項の規定により都道府県知事又は地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市の長が河川法第九条第二項に規定する指定区内の一級河川の管理の一部を行う場合にあつては、当該都道府県知事又は当該指定都市の長。以下同じ。）による河川に関する情報の提供、水防訓練への河川管理者の参加その他の水防管理団体が行う水防のための活動に河川管理者の協力が必要な事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、河川管理者に協議し、その同意を得なければならない。
- 4 前項の規定は、都道府県知事が、当該都道府県の水防計画に水防管理団体が行う水防のための活動に下水道管理者の協力が必要な事項を記載しようとする場合について準用する。
- 5 都道府県知事は、第一項の規定により当該都道府県の水防計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県水防協議会（次条第一項に規定する都道府県水防協議会をいい、これを設置しない都道府県にあつては、災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第十四条第一項に規定する都道府県防災会議とする。）に諮らなければならない。
- 6 二以上の都道府県に關係する水防事務については、關係都道府県知事は、あらかじめ協定して当該都道府県の水防計画を定め、国土交通大臣及び消防庁長官に報告しなければならない。報告した水防計画の変更についても、同様とする。
- 7 都道府県知事は、第一項又は前項の規定により当該都道府県の水防計画を定め、又は変更したときは、その要旨を公表するよう努めるものとする。

#### (都道府県水防協議会)

第八条 都道府県の水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議させるため、都道府県に都道府県水防協議会を置くことができる。

- 2 都道府県水防協議会は、水防に関し関係機関に対して意見を述べることができる。
- 3 都道府県水防協議会は、会長及び委員をもつて組織する。
- 4 会長は、都道府県知事をもつて充てる。委員は、関係行政機関の職員並びに水防に関係のある団体の代表者及び学識経験のある者のうちから都道府県知事が命じ、又は委嘱する。
- 5 前各項に定めるものの外、都道府県水防協議会に関し必要な事項は、当該都道府県条例で定める。

### 第三章 水防活動

#### (河川等の巡視)

第九条 水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、随時区域内の河川、海岸堤防、津波防護施設（津波防災地域づくりに関する法律（平成二十三年法律第二百二十三号）第二条第十項に規定する津波防護施設をいう。以下この条において同じ。）等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川、海岸堤防、津波防護施設等の管理者に連絡して必要な措置を求めなければならない。

(国の機関が行う洪水予報等)

第十条 気象庁長官は、気象等の状況により洪水、津波又は高潮のおそれがあると認められるときは、その状況を国土交通大臣及び関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関（以下「報道機関」という。）の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

2 国土交通大臣は、二以上の都府県の区域にわたる河川その他の流域面積が大きい河川で洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、気象庁長官と共同して、洪水のおそれがあると認められるときは水位又は流量を、はん濫した後においては水位若しくは流量又ははん濫により浸水する区域及びその水深を示して当該河川の状況を関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

3 都道府県知事は、前二項の規定による通知を受けた場合においては、直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者（量水標等の管理者をいう。以下同じ。）に、その受けた通知に係る事項（量水標管理者にあつては、洪水又は高潮に係る事項に限る。）を通知しなければならない。

(都道府県知事が行う洪水予報)

第十一条 都道府県知事は、前条第二項の規定により国土交通大臣が指定した河川以外の流域面積が大きい河川で洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、洪水のおそれがあると認められるときは、気象庁長官と共同して、その状況を水位又は流量を示して直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定による指定をしようとするときは、気象庁長官に協議するものとする。

(水位の通報及び公表)

第十二条 都道府県の水防計画で定める水防管理者又は量水標管理者は、洪水若しくは高潮のおそれがあることを自ら知り、又は第十条第三項若しくは前条第一項の規定による通知を受けた場合において、量水標等の示す水位が都道府県知事の定める通報水位を超えるときは、その水位の状況を、都道府県の水防計画で定めるところにより、関係者に通報しなければならない。

2 都道府県の水防計画で定める量水標管理者は、量水標等の示す水位が警戒水位（前項の通報水位を超える水位であつて洪水又は高潮による災害の発生を警戒すべきものとして都道府県知事が定める水位をいう。以下同じ。）を超えるときは、その水位の状況を、都道府県の水防計画で定めるところにより、公表しなければならない。

(国土交通大臣又は都道府県知事が行う洪水に係る水位情報の通知及び周知)

第十三条 国土交通大臣は、第十条第二項の規定により指定した河川以外の河川のうち、河川法第九条第二項に規定する指定区間外の一級河川で洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、洪水特別警戒水位（警戒水位を超える水位であつて洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位をいう。次項において同じ。）を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。



- 2 都道府県知事は、第十条第二項又は第十一条第一項の規定により国土交通大臣又は自らが指定した河川以外の河川のうち、河川法第九条第二項に規定する指定区間内の一級河川又は同法第五条第一項に規定する二級河川で洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、洪水特別警戒水位を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。
- 3 都道府県知事は、第一項の規定による通知を受けた場合においては、直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に、その受けた通知に係る事項を通知しなければならない。

(都道府県知事又は市町村長が行う雨水出水に係る水位情報の通知及び周知)

第十三条の二 都道府県知事は、当該都道府県が管理する公共下水道等（下水道法第二条第三号に規定する公共下水道、同条第四号に規定する流域下水道又は同条第五号に規定する都市下水路をいう。以下この条及び第十四条の二において同じ。）の排水施設等（排水施設又はこれを補完するポンプ施設若しくは貯留施設をいう。以下この条において同じ。）で雨水出水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定したものについて、雨水出水特別警戒水位（雨水出水による災害の発生を特に警戒すべき水位（公共下水道等の排水施設等の底面から水面までの高さをいう。以下この条において同じ。）をいう。次項において同じ。）を定め、当該排水施設等の水位がこれに達したときは、その旨を当該排水施設等の水位を示して直ちに当該都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

- 2 市町村長は、当該市町村が管理する公共下水道等の排水施設等で雨水出水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定したものについて、雨水出水特別警戒水位を定め、当該排水施設等の水位がこれに達したときは、その旨を当該排水施設等の水位を示して直ちに当該市町村の存する都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

(都道府県知事が行う高潮に係る水位情報の通知及び周知)

第十三条の三 都道府県知事は、当該都道府県の区域内に存する海岸で高潮により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定したものについて、高潮特別警戒水位（警戒水位を超える水位であって高潮による災害の発生を特に警戒すべき水位をいう。）を定め、当該海岸の水位がこれに達したときは、その旨を当該海岸の水位を示して直ちに当該都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

(関係市町村長への通知)

第十三条の四 第十条第二項若しくは第十三条第一項の規定により通知をした国土交通大臣又は第十一条第一項、第十三条第二項、第十三条の二第一項若しくは前条の規定により通知をした都道府県知事は、災害対策基本法第六十条第一項の規定による避難のための立退きの指示又は同条第三項の規定による緊急安全確保措置の指示の判断に資するため、関係市町村の長にその通知に係る事項を通知しなければならない。

(洪水浸水想定区域)

第十四条 国土交通大臣は、次に掲げる河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定最大規模降雨（想定し得る最大規模の降雨であつて国土交通大臣が定める基準に該当するものをいう。以下同じ。）により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定するものとする。

- 一 第十条第二項又は第十三条第一項の規定により指定した河川
  - 二 特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年法律第七十七号）第三条第一項の規定により指定した河川
  - 三 前二号に掲げるもののほか、河川法第九条第二項に規定する指定区間外の一級河川のうち洪水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当するもの
- 2 都道府県知事は、次に掲げる河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定するものとする。
- 一 第十一条第一項又は第十三条第二項の規定により指定した河川
  - 二 特定都市河川浸水被害対策法第三条第四項から第六項までの規定により指定した河川
  - 三 前二号に掲げるもののほか、河川法第九条第二項に規定する指定区間内の一級河川又は同法第五条第一項に規定する二級河川のうち洪水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当するもの
- 3 前二項の規定による指定は、指定の区域、浸水した場合に想定される水深その他の国土交通省令で定める事項を明らかにしてするものとする。
- 4 国土交通大臣又は都道府県知事は、第一項又は第二項の規定による指定をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、前項の国土交通省令で定める事項を公表するとともに、関係市町村の長に通知しなければならない。
- 5 前二項の規定は、第一項又は第二項の規定による指定の変更について準用する。

(雨水出水浸水想定区域)

第十四条の二 都道府県知事は、当該都道府県が管理する次に掲げる排水施設について、雨水出水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定最大規模降雨により当該排水施設に雨水を排除できなくなった場合又は当該排水施設（第一号に掲げる排水施設にあつては、第十三条の二第一項の規定による指定に係るポンプ施設又は貯留施設に接続する排水施設を含む。）から河川その他の公共の水域若しくは海域に雨水を排除できなくなった場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定するものとする。

- 一 第十三条の二第一項の規定による指定に係る排水施設
- 二 下水道法第二十五条の二に規定する浸水被害対策区域内に存する公共下水道等の排水施設
- 三 特定都市河川浸水被害対策法第三条第三項の規定により指定され、又は同条第四項、同条第五項において準用する同条第三項若しくは同条第六項の規定により指定した特定都市河川流域内に存する公共下水道等の排水施設
- 四 前三号に掲げるもののほか、雨水出水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当する公共下水道等の排水施設

- 2 市町村長は、当該市町村が管理する次に掲げる排水施設について、雨水出水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定最大規模降雨により当該排水施設に雨水を排除できなくなった場合又は当該排水施設（第一号に掲げる排水施設にあっては、第十三条の二第二項の規定による指定に係るポンプ施設又は貯留施設に接続する排水施設を含む。）から河川その他の公共の水域若しくは海域に雨水を排除できなくなった場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定するものとする。
  - 一 第十三条の二第二項の規定による指定に係る排水施設
  - 二 下水道法第二十五条の二に規定する浸水被害対策区域内に存する公共下水道等の排水施設
  - 三 特定都市河川浸水被害対策法第三条第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）及び第四項から第六項までの規定により指定された特定都市河川流域内に存する公共下水道等の排水施設
  - 四 前三号に掲げるもののほか、雨水出水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当する公共下水道等の排水施設
- 3 前二項の規定による指定は、指定の区域、浸水した場合に想定される水深その他の国土交通省令で定める事項を明らかにしてするものとする。
- 4 都道府県知事又は市町村長は、第一項又は第二項の規定による指定をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、前項の国土交通省令で定める事項を公表するとともに、都道府県知事にあっては、関係市町村の長に通知しなければならない。
- 5 前二項の規定は、第一項又は第二項の規定による指定の変更について準用する。

（高潮浸水想定区域）

第十四条の三 都道府県知事は、次に掲げる海岸について、高潮時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定し得る最大規模の高潮であって国土交通大臣が定める基準に該当するものにより当該海岸について高潮による氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域を高潮浸水想定区域として指定するものとする。

- 一 第十三条の三の規定により指定した海岸
  - 二 前号に掲げるもののほか、当該都道府県の区域内に存する海岸のうち高潮による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当するもの
- 2 前項の規定による指定は、指定の区域、浸水した場合に想定される水深その他の国土交通省令で定める事項を明らかにしてするものとする。
  - 3 都道府県知事は、第一項の規定による指定をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、前項の国土交通省令で定める事項を公表するとともに、関係市町村の長に通知しなければならない。
  - 4 前二項の規定は、第一項の規定による指定の変更について準用する。

（浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置）

第十五条 市町村防災会議（災害対策基本法第十六条第一項に規定する市町村防災会議をいい、これを設置しない市町村にあっては、当該市町村の長とする。次項において同じ。）は、第十四条第一項若しくは第二項の規定による洪水浸水想定区域の指定、第十四条の二第一項若しくは第二項の規定による雨水出水浸水想定区域の指定又は前条第一項の規定による高潮浸水想定区域の指定があつたときは、市町

村地域防災計画（同法第四十二条第一項に規定する市町村地域防災計画をいう。以下同じ。）において、少なくとも当該洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。ただし、第四号ハに掲げる施設について同号に掲げる事項を定めるのは、当該施設の所有者又は管理者からの申出があつた場合に限る。

- 一 洪水予報等（第十条第一項若しくは第二項又は第十一条第一項の規定により気象庁長官、国土交通大臣及び気象庁長官又は都道府県知事及び気象庁長官が行う予報、第十三条第一項若しくは第二項、第十三条の二又は第十三条の三の規定により国土交通大臣、都道府県知事又は市町村長が通知し又は周知する情報その他の人的災害を生ずるおそれがある洪水、雨水出水又は高潮に関する情報をいう。次項において同じ。）の伝達方法
  - 二 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
  - 三 災害対策基本法第四十八条第一項の防災訓練として市町村長が行う洪水、雨水出水又は高潮に係る避難訓練の実施に関する事項
  - 四 浸水想定区域（洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域をいう。第三項において同じ。）内に次に掲げる施設がある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地  
イ 地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設（地下に建設が予定されている施設又は地下に建設中の施設であつて、不特定かつ多数の者が利用すると見込まれるものを含む。）をいう。次条において同じ。）でその利用者の洪水時、雨水出水時又は高潮時（以下「洪水時等」という。）の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められるもの  
ロ 要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設をいう。第十五条の三において同じ。）でその利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認められるもの  
ハ 大規模な工場その他の施設（イ又はロに掲げるものを除く。）であつて国土交通省令で定める基準を参酌して市町村の条例で定める用途及び規模に該当するもの（第十五条の四において「大規模工場等」という。）でその洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められるもの
  - 五 その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項
- 2 市町村防災会議は、前項の規定により市町村地域防災計画において同項第四号に掲げる事項を定めるときは、当該市町村地域防災計画において、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める者への洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。
- 一 前項第四号イに掲げる施設（地下に建設が予定されている施設及び地下に建設中の施設を除く。） 当該施設の所有者又は管理者及び次条第九項に規定する自衛水防組織の構成員
  - 二 前項第四号ロに掲げる施設 当該施設の所有者又は管理者（第十五条の三第七項の規定により自衛水防組織が置かれたときは、当該施設の所有者又は管理者及び当該自衛水防組織の構成員）
  - 三 前項第四号ハに掲げる施設 当該施設の所有者又は管理者（第十五条の四第一項の規定により自衛水防組織が置かれたときは、当該施設の所有者又は管理者及び当該自衛水防組織の構成員）
- 3 浸水想定区域をその区域に含む市町村の長は、国土交通省令で定めるところにより、市町村地域防災計画において定められた第一項各号に掲げる事項を住民、滞在者その他の者（第十五条の十一において「住民等」という。）に周知させるため、これらの事項（次の各号に掲げる区域をその区域に含む市町村にあっては、それぞれ当該各号に定める事項を含む。）を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じなければならない。
- 一 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七

- 号) 第七条第一項の土砂災害警戒区域 同法第八条第三項に規定する事項
- 二 津波防災地域づくりに関する法律第五十三条第一項の津波災害警戒区域 同法第五十五条に規定する事項

(地下街等の利用者の避難の確保及び浸水の防止のための措置に関する計画の作成等)

第十五条の二 前条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、国土交通省令で定めるところにより、当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。

- 2 前項の地下街等の所有者又は管理者は、同項に規定する計画を作成しようとする場合において、当該地下街等と連続する施設であってその配置その他の状況に照らし当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保に著しい支障を及ぼすおそれのあるものがあるときは、あらかじめ、当該施設の所有者又は管理者の意見を聴くよう努めるものとする。
- 3 第一項の地下街等の所有者又は管理者は、同項に規定する計画を作成したときは、遅滞なく、これを市町村長に報告するとともに、公表しなければならない。
- 4 前二項の規定は、第一項に規定する計画の変更について準用する。
- 5 市町村長は、第一項の地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図るため必要があると認めるときは、前条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた連続する二以上の地下街等の所有者又は管理者に対し、第一項に規定する計画を共同して作成するよう勧告をすることができる。
- 6 市町村長は、第一項の地下街等の所有者又は管理者が同項に規定する計画を作成していない場合において、当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図るため必要があると認めるときは、当該地下街等の所有者又は管理者に対し、必要な指示をすることができる。
- 7 市町村長は、前項の規定による指示を受けた第一項の地下街等の所有者又は管理者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。
- 8 第一項の地下街等（地下に建設が予定されている施設及び地下に建設中の施設を除く。以下この条において同じ。）の所有者又は管理者は、同項に規定する計画で定めるところにより、同項の地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止のための訓練を行わなければならない。
- 9 第一項の地下街等の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、同項の地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を行う自衛水防組織を置かなければならない。
- 10 第一項の地下街等の所有者又は管理者は、前項の規定により自衛水防組織を置いたときは、遅滞なく、当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市町村長に報告しなければならない。当該事項を変更したときも、同様とする。

(要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等)

第十五条の三 第十五条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。

- 2 前項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、同項の規定による計画を作成したときは、遅滞なく、これを市町村長に報告しなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 3 市町村長は、第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者が同項に規定する計画を作成していない場合において、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要があると認めるときは、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、必要な指示をすることができる。
- 4 市町村長は、前項の規定による指示を受けた第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。
- 5 第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、同項に規定する計画で定めるところにより、同項の要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行うとともに、その結果を市町村長に報告しなければならない。
- 6 市町村長は、第二項又は前項の規定により報告を受けたときは、第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言又は勧告をすることができる。
- 7 第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、同項の要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を行う自衛水防組織を置くよう努めなければならない。
- 8 第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、前項の規定により自衛水防組織を置いたときは、遅滞なく、当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市町村長に報告しなければならない。当該事項を変更したときも、同様とする。

(大規模工場等における浸水の防止のための措置に関する計画の作成等)

第十五条の四 第十五条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該大規模工場等の洪水時等の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成するとともに、当該計画で定めるところにより当該大規模工場等の洪水時等の浸水の防止のための訓練を実施するほか、当該大規模工場等の洪水時等の浸水の防止を行う自衛水防組織を置くよう努めなければならない。

- 2 前項の大規模工場等の所有者又は管理者は、同項の規定による計画を作成し、又は自衛水防組織を置いたときは、遅滞なく、当該計画又は当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市町村長に報告しなければならない。当該計画又は当該事項を変更したときも、同様とする。

(市町村防災会議の協議会が設置されている場合の準用)

第十五条の五 第十五条から前条までの規定は、災害対策基本法第十七条第一項の規定により水災による被害の軽減を図るため市町村防災会議の協議会が設置されている場合について準用する。この場合において、第十五条第一項中「市町村防災会議（災害対策基本法第十六条第一項に規定する市町村防災会議をいい、これを設置しない市町村にあつては、当該市町村の長とする）」とあるのは「市町村防災会議の協議会（災害対策基本法第十七条第一項に規定する市町村防災会議の協議会をいう）」と、「市町村地域防災計画（同法第四十二条第一項に規定する市町村地域防災計画をいう）」とあるのは「市町村相互間地域防災計画（同法第四十四条第一項に規定する市町村相互間地域防災計画をいう）」と、同条第二項中「市町村防災会議」とあるのは「市町村防災会議の協議会」と、同項、同条第三項、第十五条の二第一項及び第五項、第十五条の三第一項並びに前条第一項中「市町村地域防災計画」とあるのは「市町村相

互間地域防災計画」と読み替えるものとする。

(浸水被害軽減地区の指定等)

第十五条の六 水防管理者は、洪水浸水想定区域（当該区域に隣接し、又は近接する区域を含み、河川区域（河川法第六条第一項に規定する河川区域をいう。）を除く。）内で輪中堤防その他の帯状の盛土構造物が存する土地（その状況がこれに類するものとして国土交通省令で定める土地を含む。）の区域であつて浸水の拡大を抑制する効用があると認められるものを浸水被害軽減地区として指定することができる。

- 2 水防管理者は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、当該指定をしようとする区域をその区域に含む市町村の長の意見を聴くとともに、当該指定をしようとする区域内の土地の所有者の同意を得なければならない。
- 3 水防管理者は、第一項の規定による指定をするときは、国土交通省令で定めるところにより、当該浸水被害軽減地区を公示するとともに、その旨を当該浸水被害軽減地区をその区域に含む市町村の長及び当該浸水被害軽減地区内の土地の所有者に通知しなければならない。
- 4 第一項の規定による指定は、前項の規定による公示によってその効力を生ずる。
- 5 前三項の規定は、第一項の規定による指定の解除について準用する。

(標識の設置等)

第十五条の七 水防管理者は、前条第一項の規定により浸水被害軽減地区を指定したときは、国土交通省令で定める基準を参酌して、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定めるところにより、浸水被害軽減地区の区域内に、浸水被害軽減地区である旨を表示した標識を設けなければならない。

- 2 浸水被害軽減地区内の土地の所有者、管理者又は占有者は、正当な理由がない限り、前項の標識の設置を拒み、又は妨げてはならない。
- 3 何人も、第一項の規定により設けられた標識を水防管理者の承諾を得ないで移転し、若しくは除却し、又は汚損し、若しくは損壊してはならない。
- 4 水防管理団体は、第一項の規定による行為により損失を受けた者に対して、時価によりその損失を補償しなければならない。

(行為の届出等)

第十五条の八 浸水被害軽減地区内の土地において土地の掘削、盛土又は切土その他土地の形状を変更する行為をしようとする者は、当該行為に着手する日の三十日前までに、国土交通省令で定めるところにより、行為の種類、場所、設計又は施行方法、着手予定日その他国土交通省令で定める事項を水防管理者に届け出なければならない。ただし、通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの及び非常災害のため必要な応急措置として行う行為については、この限りでない。

- 2 水防管理者は、前項の規定による届出を受けたときは、国土交通省令で定めるところにより、当該届出の内容を、当該浸水被害軽減地区をその区域に含む市町村の長に通知しなければならない。
- 3 水防管理者は、第一項の規定による届出があつた場合において、当該浸水被害軽減地区が有する浸水の拡大を抑制する効用を保全するため必要があると認めるときは、当該届出をした者に対して、必要な助言又は勧告をすることができる。

(大規模氾濫減災協議会)

第十五条の九 国土交通大臣は、第十条第二項又は第十三条第一項の規定により指定した河川について、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合の水災による被害の軽減に資する取組を総合的かつ一体的に推進するために必要な協議を行うための協議会（以下この条において「大規模氾濫減災協議会」という。）を組織するものとする。

- 2 大規模氾濫減災協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。
  - 一 国土交通大臣
  - 二 当該河川の存する都道府県の知事
  - 三 当該河川の存する市町村の長
  - 四 当該河川の存する区域をその区域に含む水防管理団体の水防管理者
  - 五 当該河川の河川管理者
  - 六 当該河川の存する区域の全部又は一部を管轄する管区気象台長、沖縄気象台長又は地方気象台長
  - 七 第三号の市町村に隣接する市町村の長その他の国土交通大臣が必要と認める者
- 3 大規模氾濫減災協議会において協議が調った事項については、大規模氾濫減災協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。
- 4 前三項に定めるもののほか、大規模氾濫減災協議会の運営に関し必要な事項は、大規模氾濫減災協議会が定める。

(都道府県大規模氾濫減災協議会)

第十五条の十 都道府県知事は、第十一条第一項又は第十三条第二項の規定により指定した河川について、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合の水災による被害の軽減に資する取組を総合的かつ一体的に推進するために必要な協議を行うための協議会（以下この条において「都道府県大規模氾濫減災協議会」という。）を組織することができる。

- 2 都道府県大規模氾濫減災協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。
  - 一 当該都道府県知事
  - 二 当該河川の存する市町村の長
  - 三 当該河川の存する区域をその区域に含む水防管理団体の水防管理者
  - 四 当該河川の河川管理者
  - 五 当該河川の存する区域の全部又は一部を管轄する管区気象台長、沖縄気象台長又は地方気象台長
  - 六 第二号の市町村に隣接する市町村の長その他の当該都道府県知事が必要と認める者
- 3 前条第三項及び第四項の規定は、都道府県大規模氾濫減災協議会について準用する。この場合において、同項中「前三項」とあるのは、「次条第一項及び第二項並びに同条第三項において準用する前項」と読み替えるものとする。

(予想される水災の危険の周知等)

第十五条の十一 市町村長は、当該市町村の区域内に存する河川（第十条第二項、第十一条第一項又は第十三条第一項若しくは第二項の規定により指定された河川を除く。）のうち、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保することが特に必要と認める河川について、過去の降雨により当該河川が氾濫した際に浸水した地点、その水深その他の状況を把握するよう努めるとともに、これを把握したときは、当該河川において予想される水災の危険を住民等に周知させなければならない。



(河川管理者の援助等)

第十五条の十二 河川管理者は、第十五条の六第一項の規定により浸水被害軽減地区の指定をしようとする水防管理者及び前条の規定により浸水した地点、その水深その他の状況を把握しようとする市町村長に対し、必要な情報提供、助言その他の援助を行うものとする。

- 2 河川管理者は、前項の規定による援助を行うため必要があると認めるときは、河川法第五十八条の八第一項の規定により指定した河川協力団体に必要な協力を要請することができる。

(水防警報)

第十六条 国土交通大臣は、洪水、津波又は高潮により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあると認めて指定した河川、湖沼又は海岸について、都道府県知事は、国土交通大臣が指定した河川、湖沼又は海岸以外の河川、湖沼又は海岸で洪水、津波又は高潮により相当な損害を生ずるおそれがあると認めて指定したものについて、水防警報をしなければならない。

- 2 国土交通大臣は、前項の規定により水防警報をしたときは、直ちにその警報事項を関係都道府県知事に通知しなければならない。
- 3 都道府県知事は、第一項の規定により水防警報をしたとき、又は前項の規定により通知を受けたときは、都道府県の水防計画で定めるところにより、直ちにその警報事項又はその受けた通知に係る事項を関係水防管理者その他水防に関係のある機関に通知しなければならない。
- 4 国土交通大臣又は都道府県知事は、第一項の規定により河川、湖沼又は海岸を指定したときは、その旨を公示しなければならない。

(水防団及び消防機関の出動)

第十七条 水防管理者は、水防警報が発せられたとき、水位が警戒水位に達したときその他水防上必要があると認めるときは、都道府県の水防計画で定めるところにより、水防団及び消防機関を出動させ、又は出動の準備をさせなければならない。

(優先通行)

第十八条 都道府県知事の定める標識を有する車両が水防のため出動するときは、車両及び歩行者は、これに進路を譲らなければならない。

(緊急通行)

第十九条 水防団長、水防団員及び消防機関に属する者並びに水防管理者から委任を受けた者は、水防上緊急の必要がある場所に赴くときは、一般交通の用に供しない通路又は公共の用に供しない空地及び水面を通行することができる。

- 2 水防管理団体は、前項の規定により損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償しなければならない。

(水防信号)

第二十条 都道府県知事は、水防に用いる信号を定めなければならない。

- 2 何人も、みだりに前項の水防信号又はこれに類似する信号を使用してはならない。

(警戒区域)

第二十一条 水防上緊急の必要がある場所においては、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができる。

- 2 前項の場所においては、水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があつたときは、警察官は、同項に規定する者の職権を行うことができる。

(警察官の援助の要求)

第二十二条 水防管理者は、水防のため必要があると認めるときは、警察署長に対して、警察官の出勤を求めることができる。

(応援)

第二十三条 水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者は、他の水防管理者又は市町村長若しくは消防長に対して応援を求めることができる。応援を求められた者は、できる限りその求めに応じなければならない。

- 2 応援のため派遣された者は、水防については応援を求めた水防管理者の所轄の下に行動するものとする。
- 3 第一項の規定による応援のために要する費用は、当該応援を求めた水防管理団体が負担するものとする。
- 4 前項の規定により負担する費用の額及び負担の方法は、当該応援を求めた水防管理団体と当該応援を求められた水防管理団体又は市町村とが協議して定める。

(居住者等の水防義務)

第二十四条 水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、水防のためやむを得ない必要があるときは、当該水防管理団体の区域内に居住する者、又は水防の現場にある者をして水防に従事させることができる。

(決壊の通報)

第二十五条 水防に際し、堤防その他の施設が決壊したときは、水防管理者、水防団長、消防機関の長又は水防協力団体の代表者は、直ちにこれを関係者に通報しなければならない。

(決壊後の処置)

第二十六条 堤防その他の施設が決壊したときにおいても、水防管理者、水防団長、消防機関の長及び水防協力団体の代表者は、できる限りはん濫による被害が拡大しないように努めなければならない。

(水防通信)

第二十七条 何人も、水防上緊急を要する通信が最も迅速に行われるように協力しなければならない。

- 2 国土交通大臣、都道府県知事、水防管理者、水防団長、消防機関の長又はこれらの者の命を受けた者は、水防上緊急を要する通信のために、電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第五号に規定する電気通信事業者がその事業の用に供する電気通信設備を優先的に利用し、又は警察通信施設、気象官署通信施設、鉄道通信施設、電気事業通信施設その他の専用通信施設を使用することができる。

(公用負担)

第二十八条 水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、水防の現場において、必要な土地を一時使用し、土石、竹木その他の資材を使用し、若しくは取用し、車両その他の運搬用機器若しくは排水用機器を使用し、又は工作物その他の障害物を処分することができる。

- 2 前項に規定する場合において、水防管理者から委任を受けた者は、水防の現場において、必要な土地を一時使用し、土石、竹木その他の資材を使用し、又は車両その他の運搬用機器若しくは排水用機器を使用することができる。
- 3 水防管理団体は、前二項の規定により損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償しなければならない。

(立退きの指示)

第二十九条 洪水、雨水出水、津波又は高潮によって氾濫による著しい危険が切迫していると認められるときは、都道府県知事、その命を受けた都道府県の職員又は水防管理者は、必要と認める区域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のため立ち退くべきことを指示することができる。水防管理者が指示をする場合においては、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知しなければならない。

(知事の指示)

第三十条 水防上緊急を要するときは、都道府県知事は、水防管理者、水防団長又は消防機関の長に対して指示をすることができる。

(重要河川における国土交通大臣の指示)

第三十一条 二以上の都府県に関係がある河川で、公共の安全を保持するため特に重要なものの水防上緊急を要するときは、国土交通大臣は、都道府県知事、水防管理者、水防団長又は消防機関の長に対して指示をすることができる。

(特定緊急水防活動)

第三十二条 国土交通大臣は、洪水、雨水出水、津波又は高潮による著しく激甚な災害が発生した場合において、水防上緊急を要すると認めるときは、次に掲げる水防活動（以下この条及び第四十三条の二において「特定緊急水防活動」という。）を行うことができる。

- 一 当該災害の発生に伴い浸入した水の排除
  - 二 高度の機械力又は高度の専門的知識及び技術を要する水防活動として政令で定めるもの
- 2 国土交通大臣は、前項の規定により特定緊急水防活動を行おうとするときは、あらかじめ、当該特定緊急水防活動を行おうとする場所に係る水防管理者にその旨を通知しなければならない。特定緊急水防活動を終了しようとするときも、同様とする。
  - 3 第一項の規定により国土交通大臣が特定緊急水防活動を行う場合における第十九条、第二十一条、第二十二條、第二十五条、第二十六条及び第二十八条の規定の適用については、第十九条第一項中「水防団長、水防団員及び消防機関に属する者並びに水防管理者から委任を受けた者」とあり、第二十一条第一項中「水防団長、水防団員又は消防機関に属する者」とあり、及び同条第二項中「水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者」とあるのは「国土交通省の職員」と、第十九条第二項及び第二十八条第三項中「水防管理団体」とあるのは「国」と、第二十二條中「水防管理者」とあり、第二十五条中「水防管理者、水防団長、消防機関の長又は水防協力団体の代表者」とあり、第二十六条中「水防管理者、水防団長、消防機関の長及び水防協力団体の

代表者」とあり、及び第二十八条第一項中「水防管理者、水防団長又は消防機関の長」とあるのは「国土交通大臣」とする。

#### (水防訓練)

第三十二条の二 指定管理団体は、毎年、水防団、消防機関及び水防協力団体の水防訓練を行わなければならない。

2 指定管理団体以外の水防管理団体は、毎年、水防団、消防機関及び水防協力団体の水防訓練を行うよう努めなければならない。

#### (津波避難訓練への参加)

第三十二条の三 津波防災地域づくりに関する法律第五十三条第一項の津波災害警戒区域に係る水防団、消防機関及び水防協力団体は、同法第五十四条第一項第三号に規定する津波避難訓練が行われるときは、これに参加しなければならない。

### 第四章 指定水防管理団体

#### (水防計画)

第三十三条 指定管理団体の水防管理者は、都道府県の水防計画に応じた水防計画を定め、及び毎年水防計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

2 指定管理団体の水防管理者は、前項の規定により水防計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、水防協議会（次条第一項に規定する水防協議会をいう。以下この項において同じ。）を設置する指定管理団体にあつては当該水防協議会、水防協議会を設置せず、かつ、災害対策基本法第十六条第一項に規定する市町村防災会議を設置する市町村である指定管理団体にあつては当該市町村防災会議に諮らなければならない。

3 指定管理団体の水防管理者は、第一項の規定により水防計画を定め、又は変更したときは、その要旨を公表するよう努めるとともに、遅滞なく、水防計画を都道府県知事に届け出なければならない。

4 第七条第二項から第四項までの規定は、指定管理団体の水防計画について準用する。

#### (水防協議会)

第三十四条 指定管理団体の水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議させるため、指定管理団体に水防協議会を置くことができる。ただし、水防事務組合及び水害予防組合については、これらに水防協議会を置くものとする。

2 指定管理団体の水防協議会は、水防に関し関係機関に対して意見を述べることができる。

3 指定管理団体の水防協議会は、会長及び委員をもつて組織する。

4 会長は、指定管理団体の水防管理者をもつて充てる。委員は、関係行政機関の職員並びに水防に関係のある団体の代表者及び学識経験のある者のうちから指定管理団体の水防管理者が命じ、又は委嘱する。

5 前各項に定めるもののほか、指定管理団体の水防協議会に関し必要な事項は、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定める。

#### (水防団員の定員の基準)

第三十五条 都道府県は、条例で、指定管理団体の水防団員の定員の基準を定めることができる。

## 第五章 水防協力団体

### (水防協力団体の指定)

第三十六条 水防管理者は、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他これに準ずるものとして国土交通省令で定める団体を、その申請により、水防協力団体として指定することができる。

- 2 水防管理者は、前項の規定による指定をしたときは、当該水防協力団体の名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。
- 3 水防協力団体は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を水防管理者に届け出なければならない。
- 4 水防管理者は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

### (水防協力団体の業務)

第三十七条 水防協力団体は、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 水防団又は消防機関が行う水防上必要な監視、警戒その他の水防活動に協力すること。
- 二 水防に必要な器具、資材又は設備を保管し、及び提供すること。
- 三 水防に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。
- 四 水防に関する調査研究を行うこと。
- 五 水防に関する知識の普及及び啓発を行うこと。
- 六 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

### (水防団等との連携)

第三十八条 水防協力団体は、水防団及び水防を行う消防機関との密接な連携の下に前条第一号に掲げる業務を行わなければならない。

### (監督等)

第三十九条 水防管理者は、第三十七条各号に掲げる業務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、水防協力団体に対し、その業務に関し報告をさせることができる。

- 2 水防管理者は、水防協力団体が第三十七条各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、水防協力団体に対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。
- 3 水防管理者は、水防協力団体が前項の規定による命令に違反したときは、その指定を取り消すことができる。
- 4 水防管理者は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

### (情報の提供等)

第四十条 国、都道府県及び水防管理団体は、水防協力団体に対し、その業務の実施に関し必要な情報の提供又は指導若しくは助言をするものとする。

## 第六章 費用の負担及び補助

(水防管理団体の費用負担)

第四十一条 水防管理団体の水防に要する費用は、当該水防管理団体が負担するものとする。

(利益を受ける市町村の費用負担)

第四十二条 水防管理団体の水防によって当該水防管理団体の区域の関係市町村以外の市町村が著しく利益を受けるときは、前条の規定にかかわらず、当該水防に要する費用の一部は、当該水防により著しく利益を受ける市町村が負担するものとする。

2 前項の規定により負担する費用の額及び負担の方法は、当該水防を行う水防管理団体と当該水防により著しく利益を受ける市町村とが協議して定める。

3 前項の規定による協議が成立しないときは、水防管理団体又は市町村は、その区域の属する都道府県の知事にあつせんを申請することができる。

4 都道府県知事は、前項の規定による申請に基づいてあつせんをしようとする場合において、当事者のうちにその区域が他の都府県に属する水防管理団体又は市町村があるときは、当該他の都府県の知事と協議しなければならない。

(都道府県の費用負担)

第四十三条 この法律の規定により都道府県が処理することとされている事務に要する費用は、当該都道府県の負担とする。

(国の費用負担)

第四十三条の二 第三十二条第一項の規定により国土交通大臣が行う特定緊急水防活動に要する費用は、国の負担とする。

(費用の補助)

第四十四条 都道府県は、第四十一条の規定により水防管理団体が負担する費用について、当該水防管理団体に対して補助することができる。

2 国は、前項の規定により都道府県が水防管理団体に対して補助するときは、当該補助金額のうち、二以上の都府県の区域にわたる河川又は流域面積が大きい河川で洪水による国民経済に与える影響が重大なものの政令で定める水防施設の設置に係る金額の二分の一以内を、予算の範囲内において、当該都道府県に対して補助することができる。

3 前項の規定により国が都道府県に対して補助する金額は、当該水防施設の設置に要する費用の三分の一に相当する額以内とする。

## 第七章 雑則

(第二十四条の規定により水防に従事した者に対する災害補償)

第四十五条 第二十四条の規定により水防に従事した者が水防に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは病気にかかり、又は水防に従事したことによる負傷若しくは病気により死亡し、若しくは障害の状態となったときは、当該水防管理団体は、政令で定める基準に従い、市町村又は水防事務組合にあっては条例で、水害予防組合にあっては組合会の議決で定めるところにより、その者又はその者の遺族がこれらの原因によって受ける損害を補償しなければならない。

(表彰)

第四十六条 国土交通大臣は、水防管理者の所轄の下に水防に従事した者で当該水防に関し著しい功労があると認められるものに対し、国土交通省令で定めるところにより、表彰を行うことができる。

(報告)

第四十七条 国土交通大臣及び消防庁長官は、都道府県又は水防管理団体に対し、水防に関し必要な報告をさせることができる。

2 都道府県知事は、都道府県の区域内における水防管理団体に対し、水防に関し必要な報告をさせることができる。

(勧告及び助言)

第四十八条 国土交通大臣は都道府県又は水防管理団体に対し、都道府県知事は都道府県の区域内における水防管理団体に対し、水防に関し必要な勧告又は助言をすることができる。

(資料の提出及び立入り)

第四十九条 都道府県知事又は水防管理者は、水防計画を作成するために必要があると認めるときは、関係者に対して資料の提出を命じ、又は当該職員、水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者をして必要な土地に立ち入らせることができる。

2 都道府県の職員、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、前項の規定により必要な土地に立ち入る場合においては、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

(消防事務との調整)

第五十条 水防管理者は、水防事務と水防事務以外の消防事務とが競合する場合の措置について、あらかじめ市町村長と協議しておかなければならない。

(権限の委任)

第五十一条 この法律に規定する国土交通大臣の権限は、国土交通省令で定めるところにより、その一部を地方整備局長又は北海道開発局長に委任することができる。

## 第八章 罰則

第五十二条 みだりに水防管理団体の管理する水防の用に供する器具、資材又は設備を損壊し、又は撤去した者は、三年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

2 前項の者には、情状により懲役及び罰金を併科することができる。

第五十三条 刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百一十一条の規定の適用がある場合を除き、第二十一条の規定による立入りの禁止若しくは制限又は退去の命令に従わなかつた者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第五十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十五条の七第三項の規定に違反した者

- 二 第十五条の八第一項の規定に違反して、届出をしないで、又は虚偽の届出をして、同項本文に規定する行為をした者

第五十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金又は拘留に処する。

- 一 みだりに水防管理団体の管理する水防の用に供する器具、資材又は設備を使用し、又はその正当な使用を妨げた者
- 二 第二十条第二項の規定に違反した者
- 三 第四十九条第一項の規定による資料を提出せず、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同項の規定による立入りを拒み、妨げ、若しくは忌避した者

附則 略



## 資料 11 愛媛県消防広域相互応援協定

消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 39 条の規定に基づき、愛媛県内の消防広域相互応援（消防団に関する事項を除く）について、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第 1 条 この協定は、災害の発生に際し、これの鎮圧及び被害の軽減を図るため、愛媛県内の市町等における消防一部事務組合（以下「市町等」という。）の相互応援体制を確立し、もって不測の事態に対処することを目的とする。

### （協定区域及び対象）

第 2 条 この協定の実施区域は、愛媛県全域とする。

### （災害の種別及び規模）

第 3 条 この協定の対象とする災害は、被災地の市町等の消防力のみでは災害の防御が困難又は困難が予想される規模で、次に掲げる災害とする。

- （1）大規模な地震、風水害等の自然災害
- （2）林野火災、高層建築物火災、危険物施設火災等の大規模な火災
- （3）航空機災害、列車事故等の集団救急救助事故
- （4）前 3 号に掲げるもののほか、応援を必要とする特殊な災害事故等

### （応援要請）

第 4 条 前条各号の災害が発生した場合は、被災地の市町等の長（以下「受援側の長」という。）は、他の市町等の長（以下「応援側の長」という。）に応援消防隊、救助隊、救急隊、化学隊その他必要な部隊（以下「応援隊」という。）の派遣を要請することができる。

2 前号の規定による応援要請を受けた応援側の長は、その管轄する地域の消防業務に支障のない範囲内において、要請に基づき必要な応援を迅速にしなければならない。

3 市町等の長が、近隣市町等の境界付近に発生した火災又は救急救助事故等（以下「近隣火災等」という。）を覚知し、応援隊を派遣した場合は、これを第 1 項の規定による要請に基づく応援とみなす。

4 前項に規定する場合において、応援側の市町等の長が派遣する応援隊の数は、原則 1 隊（消防ポンプ自動車等 1 台及び必要な資機材）とする。ただし、近隣火災等の規模により適宜応援隊を増強することができるものとする。

### （応援要請方法等）

第 5 条 応援要請方法等は、愛媛県消防広域相互応援計画に基づくものとする。

### （応援の体制）

第 6 条 応援の体制は、次に掲げるものとする。

#### （1）第 1 次広域応援体制

第 3 条各号に掲げる災害が発生した場合に、応援隊がおおむね 30 分以内に被災地に到着できるもの。

(2) 第2次広域応援体制

第3条各号に掲げる災害が発生した場合に、応援隊がおおむね60分以内に被災地に到着できるもの。

(3) その他の広域応援体制

そ前2号に掲げるもののほか、被害の状況に応じ、その都度要請に基づき派遣するもの。

(応援隊の派遣)

第7条 応援側の長は、受援側の長から第1次広域応援又は第2次広域応援等の要請を受けたときは、第13条に定める消防力に基づき直ちに必要な応援隊を派遣しなければならない。この場合、応援側の長は、次に掲げる事項を明確にして受援側の長に通報するものとする。

- (1) 応援隊の長（職・氏名）
- (2) 応援隊の出発日時及び到着（予定）日時
- (3) 応援隊の出動場所
- (4) 応援隊の人員、車両及び資機材の種別及び数量
- (5) その他必要な事項

2 応援隊を派遣した応援側の長は、事後、速やかに前項各号に掲げる事項を明記した文書を受援側の長に提出しなければならない。

(応援隊の指揮)

第8条 応援隊の指揮は、被災地の現場最高指揮者が応援隊の長を通じて行うものとする。

ただし、緊急の場合は、被災地の現場最高指揮者は、直接応援隊を指揮することができるものとする。

(報告)

第9条 応援隊の長は、現場到着、引揚げ及び応援活動の状況を被災地の現場最高指揮者又は現場指揮本部に報告するものとする。

(経費の負担)

第10条 応援に要する経費の負担は、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、次のとおりとする。

- (1) 応援に要した人件費（応援隊員の手当・旅費・日当・宿泊費等）、車両・資機材の燃料費、機械器具の破損修理費、被服の補修等の経費は、応援側の長の負担とする。ただし、資機材等（消火薬剤を含む）で、受援側の要請により調達又は立て替えたもののほか、応援活動中の食料、燃料補給等の経費は、受援側の長の負担とする。
- (2) 応援隊員の公務災害補償費、事故により生じた経費は、応援側の長の負担とする。ただし、被災地において行った救急治療費は、受援側の長の負担とする。
- (3) 応援隊員が応援活動中に第三者又は土地・建物等に損害を与えた場合においては、受援側の長が、その賠償の責に任ずる。ただし、被災地への出動又は帰路途上において発生したものについては、この限りではない。
- (4) 応援隊員の重大な過失により発生した事故に要する損害は、応援側の長の負担とする。
- (5) 前各号に定めるもののほか、応援に要する経費の負担については、その都度当事者間において協議のうえ、負担区分を決定するものとする。

(情報等の交換)

第11条 市町等は、この協定の効率的な運用を図るため、毎年4月1日現在の消防力に関する必要な情報等を別に定める様式に取りまとめ、同月20日までに他の市町等と相互に交換するものとする。

(改廃)

第12条 この協定を改正し、又は廃止する場合は、協定者が協議の上、行うものとする。

(運用)

第13条 この協定に定めるもののほか、応援隊の消防力等必要な事項については、愛媛県消防長会において協議の上、決定する。

付則

1 この協定は、令和2年4月1日から施行する。

2 平成18年3月1日付けで締結した愛媛県消防広域相互応援協定書は令和2年3月31日をもって廃止する。

3 この協定の締結を証するため、本書25通を作成し、愛媛県知事、市町等の長が記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和2年3月31日

愛媛県 愛媛県知事 中村 時 広

松山市 松山市長 野 志 克 仁

今治市 今治市長 菅 良 二

宇和島市 宇和島市長 岡 原 文 彰

八幡浜市 八幡浜市長 大 城 一 郎

新居浜市 新居浜市長 石 川 勝 行

西条市 西条市長 玉 井 敏 久

大洲市 大洲市長 二 宮 隆 久

伊予市 伊予市長 武 智 典 邦

四国中央市 四国中央市長 篠 原 実

西予市 西予市長 菅 家 一 夫

東温市 東温市長 加 藤 章

上島町 上島町長 宮 脇 馨

久万高原町 久万高原町長 河 野 忠 康

松前町 松前町長 岡 本 靖

砥部町 砥部町長 佐 川 秀 紀

内子町 内子町長 稲 本 隆 壽

伊方町 伊方町長 高 門 清 彦

松野町 松野町長 坂 本 浩

鬼北町 鬼北町長 兵 頭 誠 亀

愛南町 愛南町長 清 水 雅 文

宇和島地区広域事務組合 組合長 岡原文彰  
八幡浜地区施設事務組合 組合長 大城一郎  
大洲地区広域消防事務組合 組合長 二宮隆久  
伊予消防等事務組合 組合長 武智典邦

## 資料 12 災害時における応急対策業務に関する協定書

愛南町（以下「甲」という。）と社団法人愛媛県建設業協会南宇和支部（以下「乙」という。）は、愛南町災害対策本部又は愛南町水防本部が設置された場合における地震、風水害等による災害（以下「災害」という。）が発生した場合の応急対策に係る業務（以下「応急対策業務」という。）の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、甲の管理する公共土木施設等（以下「公共土木施設等」という。）における災害時の応急対策業務の実施に関し、甲が乙に対して協力を求めるときに必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害発生時に応急対策業務を実施する必要があると認めたときは、乙に協力を要請することができるものとする。

2 前項の要請があった場合、乙は、特別の理由がない限り協力するものとする。

また、乙は、国及び県からの要請が甲からの要請と同時にあった場合には、その要請との調整を行い、協力するものとする。

3 要請は文書で行うものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭により要請し、その後速やかに文書により行うものとする。

（応急対策業務）

第3条 甲が乙に対し協力を要請する応急対策業務は、次のとおりとする。

- (1) 公共土木施設等の被害情報の収集及び報告
- (2) 公共土木施設等に係る障害物の除去及び応急復旧
- (3) その他甲が必要とする業務

（応急対策業務施行者）

第4条 乙は、応急対策業務を実施する必要がある区域について、あらかじめ地区代表者、地区副代表者、応急対策業務施行者を選定し、愛南町災害対策本部長又は愛南町水防本部長に提出するものとする。

（応急対策業務の指示）

第5条 応急対策業務施工者は、愛南町災害対策本部長又は愛南町水防本部長の指示を受けた地区代表者又は地区副代表者からの連絡により、応急対策業務を行うものとする。

ただし、特別な場合は、応急対策業務施行者の自主判断により実施することができるものとする。

（応急対策業務の契約）

第6条 甲は、第5条に基づき応急対策業務施行者が実施した業務について、実施設計書を作成し、随意契約により応急対策業務施行者と契約を締結するものとする。

（応急対策業務の報告）

第7条 乙は、応急対策業務施行者が応急対策業務を実施したときは、当該業務の完了後速やかに業務

内容等を記載した報告書を愛南町災害対策本部長又は愛南町水防本部長に提出するものとする。

(応急対策業務の負担)

第8条 第3条に基づき応急対策業務施行者が実施した応急対策業務について、第2号及び第3号については甲が負担するものとし、第1号について甲は負担しないものとする。

(労働者災害補償保険等)

第9条 乙は、工事目的物及び工事材料（支給材料を含む。）等を設計図書に定めるところにより、労働者災害補償保険、火災保険、その他の保険（これに準ずるものを含む。）に付きなければならない。

(細目)

第10条 この協定に基づく応急対策業務を行うために必要な細部の事項については、別に細目を定めるものとする。

(有効期間)

第11条 この協定は、協定契約締結の日からその効力を有するものとし、甲、乙いずれからも文書による終了の意思表示がない限り、その効力を継続する。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲、乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成17年7月21日

愛南町城辺甲 2420 番地

甲

愛 南 町 長

谷 口 長 治

愛南町御荘平城 3041 番地

乙

社団法人愛媛県建設業協会南宇和支部

支部長

羽 田 政 市

## 資料 13 災害時における水道の応急給水及び復旧作業に関する協定書

愛南町（以下「甲」という。）と愛南町管工事協同組合（以下「乙」という。）は、愛南町災害対策本部が設置された場合における地震、風水害等による災害（以下「災害」という。）の発生時に乙が甲に協力して実施する水道の応急給水、復旧作業（以下「応急活動」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

### （趣旨）

第1条 この協定は、災害発生時において給水機能を早期に回復するため、甲の応援要請により実施する応急活動に関し、必要な事項を定めるものとする。

### （応援要請）

第2条 甲は、災害発生時において実施する応急活動に乙の応援が必要であると認めたときは、乙に対し応急活動の応援を要請することができる。

### （要請手続）

第3条 甲は、前条に定める要請を行なう場合、乙に対し、災害等の状況、作業場所、作業内容、必要とする人員及び機材等を連絡することにより行なうものとする。

### （応援）

第4条 乙は、前条の規定により応援の要請を受けたときは、速やかに応急活動を行うため体制を確立し、必要な人員及び機材等を出動させ、甲が行う応急活動に協力するものとする。

2 前条の規定により出動した乙の組合員は、甲の職員の指示に従い応急活動に従事するものとする。

### （報告事項）

第5条 乙は、応急活動後、協力した人員及び機材等の状況を把握し、速やかに甲に報告するものとする。

### （費用負担）

第6条 この協定に基づく協力のために乙が要した費用については、甲が定める基準により積算した額に基づき、その都度甲乙協議して決定するものとする。

### （災害補償・損害賠償）

第7条 応急活動により、乙の組合員が負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、乙の組合員の労働者災害補償保険により補償するものとする。

2 応急活動により、第三者に損害を与えた場合は、甲、乙協議のうえ対処するものとする。

### （協議）

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関して必要な事項については、甲乙協議して定めるものとする。

### （有効期間）

第9条 この協定の有効期間は、協定締結日から協定締結日の属する年度の末日までとする。ただし、期間満了の日の1ヶ月前までに甲又は乙から解除の申し出がない場合は、更に1年間延長するものと

し、その後も又、同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方記名捺印のうえ各1通を保有する。

平成18年9月1日

南宇和郡愛南町城辺甲 2420 番地

甲

愛南町長 谷口長治

南宇和郡愛南町蓮乗寺 400 番地

乙

愛南町管工事協同組合

組合長 高橋伸吉



## 資料 14-1 水防協力団体指定要領

### 愛南町水防協力団体指定要領

#### 1. 趣旨

この要領は、本町における水防団員数の減少、サラリーマン化による実際に出動できない水防団員の増加並びに町民及び民間団体が自主的に災害救援活動に取り組む動きの活発化等、近年の水災防止体制を取り巻く環境の変化を踏まえ、本町における水防団及び水防を行う消防機関が行う水防上必要な監視、警戒その他水防活動に協力することを目的に、水防法（以下「法」という。）に基づき、水防協力団体を指定することについて定めるものとする。

#### 2. 水防協力団体の要件（法36条第1項関係）

水防協力団体は、法第36条に基づき、法人その他法人でない団体であつて、事務所の所在地、構成員の資格、代表者の選任方法、総会の運営、会計に関する事項その他当該団体の組織及び運営に関する事項を内容とする規約その他これに準ずるものを有し、次項に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる者とする。

#### 3. 水防協力団体の業務（法37条関係）

水防協力団体は、次に掲げる業務の範囲内で行うものとし、水防責任を有する水防管理者の所轄下にある水防団又は消防機関が行う水防活動と調和を図るものとする。

- (1) 河川巡視、土のうの袋詰め及び運搬、避難支援などの水防団又は消防機関が行う水防上必要な監視、警戒その他の水防活動に協力することとし、構成員の安全を確保した上で行うことが可能な活動
- (2) 水防に必要な器具、資材又は設備の保管及びその提供
- (3) 水防協力団体の業務や活動を含む水防に関する広報活動、水防に関する情報の収集及びその提供
- (4) 水防に関する意識調査、実態調査等の水防に関する調査研究
- (5) 講習会や研修会等の実施等の水防に関する知識の普及及び啓発
- (6) 水防意識の高揚を図るための自主的なパンフレットの作成、各種行事等の開催等の前各号に掲げる業務に附帯する業務

#### 4. 水防協力団体の申請方法（法36条第1項・第3項関係）

- (1) 水防協力団体の要件を満たす者で、愛南町水防協力団体の指定を受けようとする者は、水防管理者（愛南町長）に「愛南町水防協力団体指定申請書」（資料14-2）に「水防協力団体活動業務計画書」（資料14-3）及び「水防協力団体組織体制一覧表（連絡先）」（任意様式）を添えて、2部提出するものとする。
- (2) 水防協力団体の名称、住所、事務所の所在地、業務内容、組織体制の変更をする場合も同様とする。（任意様式）

#### 5. 水防協力団体の指定（法第36条第2項・第4項関係）

(1) 水防管理者（愛南町長）は、前項の申請により業務を適正かつ確実に行うことができると認められる場合は、水防協力団体として指定することができる。また、指定をしたときは、当該水防協力団体に対し、「愛南町水防協力団体認定書」（資料14-4）を交付するとともに、当該水防協力団体の名称、住所及び事務所の所在地を公示する。

(2) 水防協力団体の名称、住所又は事務所の所在地の変更の届出があつたときは、前項の規定を準用する。

#### 6. その他

- (1) この要領に変更が生じたときは、関係機関と調整し、その都度改訂するものとする。
- (2) その他この要領の実施に必要な事項については、別途定めるものとする。

#### 附則

この要領は、令和4年3月1日から施行する。

## 資料 14-2 水防協力団体指定申請書様式

愛南町水防協力団体指定申請書	
	年 月 日
愛南町水防管理者 愛南町長様	住所 (事務所所在地) 団体の名称 代表者氏名
<p>水防法第36条第1項及び愛南町水防協力団体指定要領第4の規定に基づき、愛南町水防協力団体の指定を受けたいので、別添「水防協力団体協力活動業務計画書」(資料14-3)及び「水防協力団体組織体制一覧表(連絡先)」を添えて申請します。</p>	

## 資料 14-3 水防協力団体協力活動業務計画書

水防協力団体協力活動業務計画書	
下記の愛南町の実施する水防活動に協力します。	
記※ご協力いただける項目の番号に○印を記入してください	
I 河川巡視、土のうの袋詰め及び運搬、避難支援などの水防団又は消防機関が行う水防上必要な監視、警戒その他の水防活動への協力(指定要領3-(1)関係)	
1 災害時における土のうの袋詰めや運搬などの水防活動への支援	
2 災害時における小さな子供やお年寄りなどの災害時要援護者の救護	
3 災害時における住民に対する洪水注意報、警報などの情報の広報	
4 災害時における住民の避難誘導、避難所開設・運営への支援	
II 水防に必要な器具、資材又は設備の保管及びその提供(指定要領3-(2)関係) 具体的な資器材の種類・数量及び保管場所等	
[	]
III 水防協力団体の業務や活動を含む水防に関する広報活動、水防に関する情報の収集及びその提供(指定要領3-(3)関係)	
1 日常における河川管理施設や許可工作物の安全性の点検や巡視	
2 災害時における河川水位状況、雨量、強風状況などの情報連絡	
IV 水防に関する意識調査、実態調査等の水防に関する調査研究(指定要領3-(4)関係)	
1 町が作成する洪水ハザードマップの配布	
V 講習会や研修会等の実施等の水防に関する知識の普及及び啓発(指定要領3-(5)関係)	
1 実体験等に基づく、浸水箇所や危険箇所などの地域住民に対する水防知識の講習	
VI 水防意識の高揚を図るための自主的なパンフレットの作成、各種行事等の開催等(指定要領3-(6)関係)	
1 水防団が開催する水防演習への参加	
2 住民の避難訓練の実施	
◎その他ご協力いただける活動がありましたら内容をご記入ください。	
[	]

## 資料 14-4 水防協力団体認定書様式

愛南町水防協力団体認定書		年 月 日
住所 (事務所所在地)		
団体の名称		
代表者	様	
		愛南町水防管理者 愛南町長
水防法第36条第1項及び愛南町水防協力団体指定要領第5の規定に基づき、貴団体を愛南町水防協力団体に指定します。		

## 資料 14-5 水防協力団体との水防協働活動実施要領

愛南町における水防協力団体との水防協働活動実施要領
1. 趣旨 愛南町における水防活動は、愛南町水防計画に活動内容を明記しているところであるが、水防法が一部改正され、水防協力団体制度が創設されたことに伴い、本町において水防協力団体を指定した際に水防団及び水防活動を行う消防機関と水防協力団体との水防活動の連携、協働業務等について本要領に定めるものとする。
2. 水防団等と水防協力団体との連携（水防法38条関係） 水防法第36条及び愛南町水防協力団体指定要領に基づき指定された水防協力団体が行う水防活動は、水防団又は水防を行う消防機関による水防活動に対する協力業務であり密接な連携の下、活動を行うものとする。
3. 活動報告書の提出（水防法第39条関係） 水防管理者（愛南町長）は、連携して行われる水防の効果が最大限発揮されるよう、指定された水防協力団体に対し、水防活動の活動記録についてその内容を明記した「水防協力団体活動報告書」（資料14-6）を提出させることができる。
4. 情報提供等（水防法第40条関係） 水防管理者（愛南町長）は、愛南町水防協力団体指定要領4に基づき提出された「水防協力団体活動業務計画書」及び前項の「水防協力団体活動報告書」で示された活動内容について、その活動の実施に関し、必要な情報や指導、助言を行う。
5. その他 (1) この要領に変更が生じたときは、関係機関と調整し、その都度改訂するものとする。 (2) その他この要領の実施に必要な事項については、別途定めるものとする。
附則 この要領は、令和4年3月1日から施行する。

## 資料 14－6 水防協力団体協力活動報告書様式

愛南町水防協力団体協力活動報告書	年 月 日
愛南町水防管理者 愛南町長様	
	住所 (事務所所在地)
	団体の名称
	代表者氏名
別紙のとおり水防活動を実施しましたので、愛南町における水防協力団体との水防協働活動要領第3の規定に基づき提出します。	

